

空気をかえよう

第77期 定時株主総会招集ご通知

イステー株式会社

証券コード 4951 お土産のご用意はございません。

日時 2024年6月18日（火曜日）午前10時(受付午前9時)

場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議案 第1号議案 株式交付計画承認の件
第2号議案 取締役9名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4951/>





社 是 誠 実

経営理念

社会に対する奉仕と信頼を使命とし、
絶えず製品の改良を図り
顧客に最も信頼され得る製品または
異色ある製品たらしめること。

企業の永遠の繁栄を図り、
従業員が希望と誇りを持ち
一生を賭して悔ゆるところなき
職場たらしめること。

常に和と礼儀を重んじ、
お客様をはじめとした様々な関係者、
さらには社会全般から最も信頼され得る
最高の会社たること。

パーパス

ここに響くアイデアで、
ふとした瞬間を、
ふふっと笑顔に。

パーパスに従って、お客様を中心としたスピード経営を目指す
株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。第77期定時株主総会を6月18日（火）に開催する運びとなりましたので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。

前期の振り返り

原材料価格の高騰や急激な為替変動、暖冬など季節要因も加わり、経営環境としては非常に厳しい1年となりました。その中で値上げや商品数の削減、不良在庫処分などを進めましたが、減収減益という結果となりました。しかしながら、売上の最も大きい消臭芳香剤は、高付加価値の新製品「消臭力 Premium Aroma For Sleep」や企画品が好調に推移しております。また、花王株式会社「ニャンとも清潔トイレ」の事業譲受でペットケア事業にも本格的に取り組んでまいります。

今後、エステーはお客様を徹底的に理解することに立ち返し、エステーらしいユニークで新たな価値をもった製品やサービスを開発、提供をしてまいります。そのために、エステーの根底にある社是「誠実」や経営理念をベースに、社外からの期待や全社員の想いを反映させたパーパス“こころに響くアイデア、ふとした瞬間を、ふふっと笑顔に。”を策定しました。

サステナビリティ経営の取組み

リスクマネジメント体制を整備し、経営に影響を与えるリスクを明確にし、適切な対処と管理を行う為に、昨年10月からサステナビリティ会議をスタートさせました。下部の各委員会を統括し、当社グループのリスクを一括して管理するとともに、新たな提供価値の創造に繋げてまいります。さらに、本年4月に「品質統括本部」を新設し、お客様から一層信頼される製品・サービスの提供を図ってまいります。

今後の取組み

2025年3月期は、中期経営計画の初年度となります。中長期の成長テーマである“かおり×ウェルネス×グローバル”を掲げて持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。また、消費者だけでなく、かおりを通じて職場環境を改善するなど、B2B領域も含め、かおり事業を拡大させていくために「かおり事業開発部」を本年4月より新設しました。

新たな成長に向けては、「かおり×ウェルネス」領域でお客様から圧倒的に支持される価値を提供し、既存事業の効率化で将来投資に向けた原資を確保し、持続的な成長を支える足腰を強くすることに取り組みます。全社一丸で努力してまいりますので、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表執行役社長

上月 洋

株主各位

証券コード 4951
(発送日) 2024年5月31日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月27日
東京都新宿区下落合一丁目4番10号

エステー株式会社
代表執行役社長 上月 洋

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.st-c.co.jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄（会社名）」に「エステー」または「コード」に当社証券コード「4951」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月17日（月曜日）午後5時までに議決権を行使**してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月18日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号 リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 株式交付計画承認の件 第2号議案 取締役9名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産のご用意はございません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

<株主の皆さまに向けたご意見等の受付のご案内>

●当社では日頃より、株主の皆さまからのお問い合わせ・ご意見・ご質問等を当社ウェブサイト「株主様からのお問い合わせ」よりお受けしています。本年の株主総会に関する報告事項および決議事項に関しまして、株主の皆さまからのご意見等がございましたら、当社ウェブサイト「株主様からのお問い合わせ」よりご連絡ください。年間を通してお寄せいただいたご意見等の中から、多くの株主様にご関心をお持ちでいらっしゃると思われる事項につき、株主総会においてご説明させていただく予定です。なお、本年の株主総会に関するご意見等は、会社法施行規則第71条第一号イに定める通知にあたるものではなく、また、当社より個別にご回答することはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

株主様からのお問い合わせ

<https://www.st-c.co.jp/contact/inquiry/index/3>

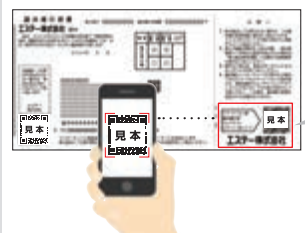
<オンデマンド配信のご案内>

株主総会当日の様子は、当社ウェブサイトにおいて後日オンデマンド配信を実施する予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

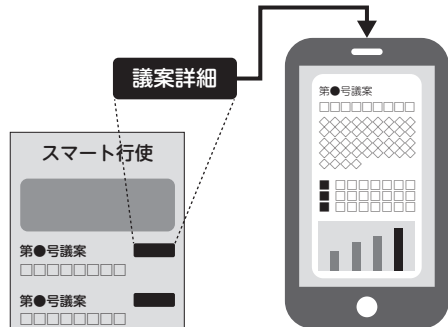
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



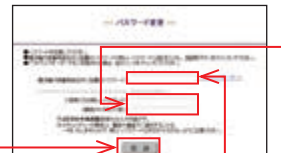
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

操作方法など不明な点は、
右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 株式交付計画承認の件

当社は、2024年5月20日付取締役会により、当社を株式交付親会社、株式会社シャルダン（以下、「シャルダン」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を実施することを決議し、本株式交付のための株式交付計画（以下、「本株式交付計画」または「本計画」といいます。）について承認いたしました。

本議案は、下記記載の本株式交付計画について、ご承認をお願いするものであります。

本株式交付を行う理由、本株式交付計画の内容その他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本株式交付を行う理由

当社は、1946年の創業以来、お客様に最も信頼される商品を提供し、社会に貢献することを経営理念としており、暮らしの中の様々な困りごとや不快を解消し、お客様に「さわやかで心地良い気分」を提供することで成長してきました。

一方、当社を取り巻く事業環境は、加速度的に変化しつつあると認識しております。特にコロナ禍の前後で、ライフスタイルの多様化に加え、企業のESG戦略やガバナンスの取組みが一層求められることから、社会の要請に応じて様々な課題解決に貢献し、また、さらなるリスクを予見しながら然るべき対策を着実に講じていく必要があると認識しております。

このような状況の下、当社グループはブランド価値向上を目的とし、持続的成長を可能にするために、「既存コア事業の一層の高収益化」、「原価高騰対策」、「成長領域への投資と新規事業の創出」および「ESG時代を生き抜くための基盤作り」に取り組んでおります。その中でも「ESG時代を生き抜くための基盤作り」において、サステナビリティ・ESGに取り組む姿勢を明確にするため、サステナビリティ方針の策定、環境・人権・調達方針の改定を行いました。さらに、その方針を受けた計画を策定し、新設されたサステナビリティ会議で議論をしております。

コーポレート・ガバナンスの観点からは、東証プライム市場上場企業・グローバル企業として、ガバナンスの強化に取り組み、資本コストや資本収益性を意識した経営を行うため、経営指標をこれまでの「売上高営業利益率」から「ROE」に変更し、資本効率の向上に取り組んでおります。また、経営環境に対応した機動的な資本政策の遂行を重要課題の一つにしております。

このような取組みを進める中、当社は昨年6月に発足した現在の経営執行体制において、資本政策の見直しについても検討し、当社株主構成および当社株式の流動性の点で、資本市場の要請との間に乖離があり、これを速やかに解決することが企業価値向上にとって重要な課題であると認識するに至りました。

すなわち、当社の筆頭株主の非上場会社であるシャルダン（保有する当社株式数5,587千株、議決権割合24.8%）はその他の関係会社にも該当し、当該株主構成が、当社の経営の安定性確保に寄与してきた一方、シャルダンの株主が創業家であることから、外形的に、資本と経営が実質的に一体であるかのような状況が継続しておりました。また、当該株主構成により、当社株式の流動性が相対的に制限されている状況もございました。

上記の状況を改善する手段として、今般、当社は、シャルダンの子会社とする、本株式交付を行うことといたしました。本株式交付により、シャルダンにより保有されていた当社株式を、本株式交付に応じるシャルダン株主である個人および法人が直接保有することとなる結果、当社には、固定的な主要株主は存在しないこととなり、株主構成の観点においてコーポレート・ガバナンスの強化に繋がり、同時に、当社株式の流動性の向上も見込まれます。また、株式交付は、株式交換とは異なり、シャルダンの株主の意思を尊重しつつ、子会社化を実現するという点からも、このスキームが中長期的観点から当社にとって最も望ましい手法であると考えております。

加えて、本株式交付においては、当社の子会社となるシャルダン株式の対価として、当社株式のみを交付することから、当社の資金の社外流出はございません。このように、当社といたしましては、本株式交付は、当社株主構成および当社株式の流動性を改善し、ひいては、コーポレート・ガバナンスおよび株主価値の一層の強化・向上に資するものと考えております。

なお、本株式交付実施後は、当社を存続会社、シャルダンを消滅会社とする合併を行う予定です。当該合併は、本株式交付の完了後、当社子会社となったシャルダンの保有する当社株式について、相当な時期の処分が求められる（会社法第135条第3項）ことに対応するものです。また、当社株式は、一時的に増加することになりますが、企業価値向上に向け、自己株式の消却についても検討してまいります。

2. 株式交付計画の内容の概要

株式交付計画の内容の概要は、以下のとおりです。

株式交付計画書（写）

エステー株式会社（以下、「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社シャルダン（以下、「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」という。）を行うに当たり、次の通り株式交付計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社シャルダン

住所：東京都世田谷区桜新町一丁目17番11号

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付により譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、136,000株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に20.41を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式20.41株を割り当てる。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額 金0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額 金0円

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2024年6月28日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（本株式交付の実行の条件）

本計画は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2024年5月20日

東京都新宿区下落合一丁目4番10号
エステー株式会社
代表執行役社長 上月 洋

3. 会社法施行規則第213条の2（第6号および第7号を除く。）に定める事項の内容の概要

(1) 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限の定めが、会社法第774条の3第2項の要件を満たすと判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当社は、本株式交付計画において、本株式交付に際して譲り受けるシャルダンの普通株式の数の下限を、136,000株と定めております。

当社は、シャルダンの2024年5月17日付の登記情報の記載から、シャルダンの普通株式の同日現在における発行済株式総数が204,000株であること、シャルダンは同日現在において議決権のある種類株式を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在のシャルダンの発行済株式の状況を正確に反映していること、および、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他シャルダンの株式に転換可能な権利の発行または付与を行う予定はないことをシャルダンに確認いたしました。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるシャルダンの普通株式の数の下限を136,000株とする定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断いたしました。

(2) 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

① 本株式交付に係る割当ての内容

当社は、シャルダンの普通株式1株に対して、当社の普通株式20.41株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりシャルダンの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受けるシャルダンの普通株式の数の下限は、136,000株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は2,775,760株、また、当社がシャルダンの普通株式全数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は4,163,640株となり、2024年3月31日時点における当社の発行済株式総数23,000,000株に対する割合はそれぞれ12.1%および18.1%となります。

	エステー (株式交付親会社)	シャルダン (株式交付子会社)
本株式交付に係る 普通株式の交付比率	1	20.41
本株式交付により 交付する株式数	普通株式の数：4,163,640株（予定）	

(注) 1. 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるシャルダン株主は、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなるシャルダンの株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

2. 1株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けるシャルダン株主に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

② 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠および理由

本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際しては、その公正性・妥当性を確保するため、当社およびシャルダンから独立した第三者機関である株式会社KPMG FASを選定し、2024年5月17日付で、株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、当該算定結果を参考に、シャルダンの資産・負債の状況、同社の現状・将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に検討を重ねた結果、上記「(2)①本株式交付に係る割当ての内容」記載の株式交付比率が株式会社KPMG FASが算定した株式交付比率レンジ内であり、当社の株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、また、当社およびシャルダン株主との間の協議により変更することがあります。

(イ)算定に関する事項

(a) 算定機関の名称ならびに当社およびシャルダンとの関係

株式会社KPMG FASは、当社およびシャルダンの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有していません

(b) 算定の概要

株式会社KPMG FASは、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、一定の流動性を有していることから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。また、シャルダンについては、非上場会社でありその主要な資産が当社株式であることを勘案し、資産の含み損益を算定に反映するために修正簿価純資産法を採用して算定を行いました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、シャルダンの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果
19.29～22.21

市場株価法においては、2024年5月17日を算定基準日として、当社の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、直近1か月間、3か月間および6か月間の株価終値の単純平均値を基に、当社の株式価値を分析しております。

算定方法	算定結果（1株当り株式価値）
市場株価法	1,527円～1,549円

修正簿価純資産法においては、シャルダンの2024年2月29日時点の貸借対照表の簿価純資産額に、シャルダンが保有する当社株式の含み益等を反映させた修正純資産額の金額を算出し、シャルダンの株式価値を分析しております。なお、シャルダンが保有する当社株式の含み益は、上述の市場株価法での分析に一定のディスカウントを適用して算出しています。

算定方法	算定結果（1株当り株式価値）
修正簿価純資産法	29,461円～34,395円

株式会社KPMG FASは、株式交付比率の算定に際して、当社およびシャルダンから提供を受けた情報ならびに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で株式会社KPMG FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社およびシャルダンの資産および負債（シャルダン保有の当社株式を除き、偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。株式会社KPMG FASの算定結果は、2024年5月17日現在までの情報および経済情勢を反映したものであります。また、株式会社KPMG FASによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における本株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ウ) 公正性を担保するための措置

本株式交付子会社であるシャルダンは、当社の総株主の議決権の24.8%(2024年3月31日時点)を保有していることから、本株式交付の公正性を担保すべく、以下の措置を講じております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定書

当社は、本株式交付の公正性を担保するため、本株式交付の実施に当たり、当社およびシャルダンから独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FASから、株式交付比率算定報告書を取得いたしました。なお、当社は、株式会社KPMG FASから、本株式交付の株式交付比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(b) ファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、本株式交付に関するファイナンシャル・アドバイザーとして、株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングを選定し、株式交付比率の算定等に関し、財務的な観点から助言を受けております。

(c) 法律事務所からの助言

当社は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を法務アドバイザーとして選定し、本株式交付の手続および意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交付計画の策定等を行っております。

(工) 利益相反を回避するための措置

当社取締役のうち、シャルダンの株主または取締役であるものはありませんので、利益相反のおそれはありません。もっとも、当社の一般株主にとっての本株式交付の適正および公正を可及的に確保する観点から、当社の独立社外取締役である、前田新造氏、岩田彰一郎氏、野田弘子氏、和智洋子氏および宮永雅好氏によって構成する特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）を設置し、本株式交付を検討するにあたり、特別委員会に対し、①本株式交付の目的の正当性・合理性、②本株式交付の条件の公正性・妥当性、③本株式交付の手続の公正性、④本株式交付が当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられるか、また、⑤上記①乃至④を踏まえて当社取締役会が本株式交付を実行することの是非について諮問いたしました。

特別委員会は、2024年3月7日から2024年5月20日までの間に委員会を合計4回開催いたしました。

特別委員会は、関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、株式交付比率算定報告書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本株式交付に関して慎重に検討した結果、本株式交付は、当社の企業価値向上に資するものであり、本株式交付の目的は正当・合理的なものであること、本株式交付における株式交付比率は公正に決定された妥当なもの認められること、本株式交付に係る交渉過程および本株式交付に係る手続は公正なものであることなどから、本株式交付は当社の一般株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を2024年5月20日付で当社の取締役会に提出しております。

(オ) 本株式交付に際して増加する当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付に際して増加する当社の資本金および準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交付後の当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金の額	金0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の2に従い当社が別途定める額
利益準備金の額	金0円

(3) 株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）

該当事項はありません。

(4) 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

- ①最終事業年度に係る計算書類等の内容
シャルダンの最終事業年度に係る計算書類等は別紙のとおりです。
- ②最終事業年度末日後の臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③最終事業年度末日後の重要な後発事象
該当事項はありません。

(5) 株式交付親会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

当社は、2024年5月20日付取締役会により、本株式交付を実施することを決議し、本株式交付計画を承認いたしました。本株式交付計画の内容は、上記2.のとおりであり、本株式交付後に、当社は、当社を存続会社、シャルダンを消滅会社とする合併を行う予定です。

【別紙】

第43期事業報告
(自令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の営業損失は15,855,031円、経常利益は196,682,807円、当期純利益は168,611,155円となりました。

(2) 直前の事業年度の財産および損益の状況

(単位：円)

	第41期	第42期	第43期 (当事業年度)
売上高	-	-	-
営業損失 (△)	△17,493,297	△18,117,272	△15,855,031
経常利益	173,113,472	180,421,647	196,682,807
当期純利益	150,487,648	156,258,739	168,611,155
1株当たり当期純利益	737円68銭	765円97銭	826円53銭
総資産	3,322,096,028	3,378,941,099	3,388,887,647
純資産	1,593,639,653	1,749,898,392	1,918,509,547
1株当たりの純資産額	7,811円96銭	8,577円93銭	9,404円46銭

(3) 主要な事業内容

当社は、損害保険代理業、不動産賃貸業等を行っております。

(4) 主要な事業所

事業所：本社

(5) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
みずほ銀行	12億円
三菱東京UFJ銀行	1億円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 480,000株

(2) 発行済株式の総数 204,000株 (自己株式はございません。)

(3) 当事業年度末の株主数 11名

(4)上位 10 名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	株 式 の 種 類
鈴木 幹一	49,240株	普通株式
三上 千津子	26,480株	普通株式
藤川 敦子	25,120株	普通株式
鈴木 貴子	25,120株	普通株式
藤井 勢津子	19,480株	普通株式
田村 郷子	19,480株	普通株式
有限会社鈴木誠一商店	11,000株	普通株式
有限会社藤井企画	10,000株	普通株式
藤原 かおる	8,160株	普通株式
鈴木 あおい	8,160株	普通株式

3. 会社役員に関する事項

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
三上 千津子	代表取締役	
鈴木 貴子	取締役	前エステー(株)取締役兼代表執行役社長
藤井 勢津子	取締役	
鈴木 幹一	取締役	
藤原 かおる	取締役	
鈴木 喬	監査役	前エステー(株)取締役兼執行役会長

注：鈴木景子、鈴木あおい、田村郷子の各氏は令和5年5月17日付で取締役を退任いたしました。

4.当該会社の計算書類

①貸借対照表（2024年2月29日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	244,967	流動負債	11,378
現金及び預金	225,340	未払法人税等	11,133
前払費用	1,480	預り金	244
未収入金	18,146	固定負債	1,459,000
固定資産	3,143,920	長期借入金	1,459,000
投資その他の資産	3,143,920	負債の部合計	1,470,378
投資有価証券	3,143,920	純資産の部	
		株主資本	1,918,509
		資本金	51,000
		資本剰余金	51,000
		資本準備金	51,000
		利益剰余金	1,816,509
		利益準備金	7,304
		その他利益剰余金	1,809,205
		別途積立金	40,000
		繰越利益剰余金	1,769,205
		純資産の部合計	1,918,509
資産の部合計	3,388,887	負債及び純資産の部合計	3,388,887

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上総利益		—
販売費及び一般管理費		
役員報酬	12,437	
接待交通費	172	
会議費	101	
旅費交通費	180	
消耗品費	3	
事務用品消耗品費	7	
支払手数料	128	
租税公課	74	
支払報酬	2,748	
販売費及び一般管理費合計		15,855
営業損失		15,855
営業外収益		
受取利息	2,098	
受取配当金	229,084	
営業外収益合計		229,086
営業外費用		
支払利息	16,548	
営業外費用合計		16,548
経常利益		196,682
税引前当期純利益		196,682
法人税・住民税及び事業税		28,071
当期純利益		168,611

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③株主資本等変動計算書（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産の部 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				別 積立金	途 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	51,000	51,000	51,000	7,304	40,000	1,600,594	1,647,898	1,749,898	1,749,898
当期変動額									
当期変動額						168,611	168,611	168,611	168,611
当期変動額合計	-	-	-	-	-	168,611	168,611	168,611	168,611
当期末残高	51,000	51,000	51,000	7,304	40,000	1,769,205	1,816,509	1,918,509	1,918,509

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

④個別注記表

（重要な会計方針に係る注記）

1.資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 204,000株

2.当該事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

3.当該事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

4.当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5.当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の

目的となる株式の数

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

私は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第43期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社の監査役は、監査の範囲を会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限は有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は監査役として、取締役等から会計に関する職務の執行状況について定期的に報告を受け、会計に関する重要な決裁書類を閲覧いたしました。

また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しております。

2024年4月18日

株式会社シャルダン

監査役 鈴木 喬 ㊞

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。つきましては指名委員会の決議に基づき、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当社が取締役候補者に期待する分野							
			経営戦略	イノベーション	サステナビリティ	マーケティング	グローバル経営	IT・デジタル	財務・会計	コンプライアンス・リスク管理
1	こうづき よう 上月 洋 再任	取締役会議長、 代表執行役社長 指名	○			○				
2	にしだ せいいち 西田 誠一 再任	執行役副社長 兼CDO*	○		○					○
3	よしざわ こういち 吉澤 浩一 再任	常務執行役 指名 報酬						○	○	
4	やまもと かずなり 山本 一成 新任	執行役		○		○	○			
5	まえだ しんぞう 前田 新造 再任 社外 独立 指名 監査 報酬	指名 監査 報酬	○		○		○			
6	いわた しょういちろう 岩田 彰一郎 再任 社外 独立 指名 監査 報酬	指名 監査 報酬	○	○		○		○		
7	のだ ひろこ 野田 弘子 再任 社外 独立 指名 監査	指名 監査							○	○
8	わち ようこ 和智 洋子 再任 社外 独立 監査	監査							○	○
9	みやなが まさよし 宮永 雅好 再任 社外 独立 監査 報酬	監査 報酬	○		○				○	○

※ CDO : Chief Digital Officer

指名 指名委員
 監査 監査委員
 報酬 報酬委員
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者



再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1987年4月	当社入社	2023年5月	同常務執行役 業務用事業担当
2002年4月	同営業企画グループマネージャー	2023年6月	同取締役会議長 兼代表執行役社長 経営全般担当
2004年2月	同広島支店長		
2008年4月	同経営企画グループマネージャー	2023年11月	同取締役会議長 兼代表執行役社長 経営全般担当 兼カスタマーファースト推進本部担当 兼新規事業開発室担当 兼戦略投資室担当 兼カスタマーファースト推進本部本部長
2009年10月	同執行役 マーケティング部門担当		
2011年2月	同執行役 R & D部門担当		
2012年6月	同常務執行役 グローバルマーケティング部門担当	2024年4月	同取締役会議長 兼代表執行役社長 経営全般担当 兼新規事業開発室担当 兼戦略投資室担当 兼お客様相談室担当 (現任)
2013年10月	同常務執行役 営業部門担当		
2019年10月	同常務執行役 事業統括部門担当 兼コーポレートコミュニケーション部門担当		
2021年9月	同常務執行役 業務用事業担当 兼(当社子会社)エステーPRO株式会社 代表取締役社長		

取締役会等への出席状況

取締役会 11/11回 指名委員会 6/6回 -

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由等

同氏は、1987年当社入社以来、主に営業、マーケティング部門に所属し、マーケティング・R&D・営業・事業統括・コーポレートコミュニケーション、業務用事業子会社の社長を経て、2023年6月から代表執行役社長を務めるなど、豊富な経験を有している人物です。また、当社主力ブランドを盤石なものに築くなどの功績をあげた人物でもあります。経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

にしだ
西田せいいち
誠一

生年月日 1963年4月3日

所有する当社株式数

1,000株



再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1987年4月	日本生命保険相互会社入社	2021年10月	同取締役 兼執行役 経営管理部門担当 兼経営企画室担当 兼ESG推進室担当 兼新規事業担当
2010年6月	ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役 経営企画部長	2022年4月	同取締役 兼常務執行役 企業価値創造部門担当 兼カスタマーファースト推進部門担当 兼新規事業開発担当 兼経営変革担当
2011年4月	同取締役 経営企画部長	2023年4月	同取締役 兼専務執行役 経営統括本部管掌 兼企業価値創造本部担当 兼カスタマーファースト推進本部担当 兼新規事業開発室担当 兼経営変革担当
2018年4月	ニッセイ・リース株式会社 取締役 執行役員 経営企画部長	2023年11月	同取締役 兼執行役副社長 兼CDO 企業価値創造本部担当 (現任)
2020年4月	当社出向 社長付 マネージャー		
2020年6月	同経営管理部門 マネージャー		
2021年4月	当社入社 執行役 経営管理部門担当		
2021年6月	同取締役 兼執行役 経営管理部門担当		
2021年9月	同取締役 兼執行役 経営管理部門担当 兼経営企画室担当 兼新規事業担当		

取締役会等への出席状況

取締役会 13/13回

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由等

同氏は、前職の経験を活かし、2021年当社入社以来、経営管理部門担当執行役、経営企画室担当執行役、ESG推進室担当執行役、新規事業担当執行役等を経て、2023年11月から執行役副社長兼CDOとして企業価値創造本部を担当するなど、豊富な経験を有している人物です。経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き取締役候補者といたしました。

3

よしざわ
吉澤こういち
浩一

生年月日 1962年10月26日

所有する当社株式数

16,500株



再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1985年4月	当社入社	2017年4月	同取締役 兼執行役 経営戦略部門担当 兼製造部門担当
2007年4月	同財務・総務グループマネージャー	2018年4月	同取締役 兼執行役 経営戦略部門担当 兼関係会社担当
2009年4月	同経営企画グループマネージャー	2018年5月	NSファーフア・ジャパン株式会社社外取締役
2010年4月	同コーポレートスタッフ部門副部門長 兼経営企画グループマネージャー	2019年10月	当社取締役 兼執行役 経営戦略部門担当 兼経営管理部門担当 兼関係会社担当
2012年4月	同経営統括部門 経営管理本部副本部長 兼経営企画グループマネージャー	2021年4月	同取締役 兼執行役 経営統括部門担当 兼関係会社担当
2013年4月	同経営企画グループシニアマネージャー	2023年4月	同取締役 兼執行役 経営統括本部担当 兼関係会社担当
2014年4月	同執行役 経営戦略部門担当 兼関係会社担当 兼経営企画グループマネージャー	2023年11月	同取締役 兼常務執行役 経営統括本部担当 兼関係会社担当
2014年6月	同取締役 兼執行役 経営戦略部門担当 兼関係会社担当	2024年4月	同取締役 兼常務執行役 経営統括本部管掌 兼関係会社担当 (現任)

取締役会等への出席状況

取締役会 13/13回 指名委員会 6/6回
報酬委員会 6/6回

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由等

同氏は、1985年当社入社以来、主に財務、経営企画部門に所属し、経営企画グループマネージャー、コーポレートスタッフ部門副部門長、製造部門担当執行役、経営統括本部担当執行役等を経て、現在は経営統括本部管掌および関係会社担当執行役を務めるなど、豊富な経験を有している人物です。経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き取締役候補者といたしました。

4

やまもと
山本かずなり
一成

生年月日 1969年7月14日

所有する当社株式数

500株



新任

略歴ならびに当社における地位および担当

1992年4月	カゴメ株式会社入社	2022年6月	当社入社 グローバルマーケティング部門マーケティング企画グループマネージャー
2000年4月	同飲料ビジネスユニットマネージャー		
2011年4月	同経営企画室マネージャー		
2012年9月	Osotspa Kagome CO.,LTD. (Thailand) Managing Director	2023年4月	同マーケティング企画本部本部長 兼マーケティング企画部 部長
2017年10月	同国際事業本部グローバルコンシューマー事業部事業部長	2023年7月	同執行役 国内事業本部担当 兼マーケティング企画本部担当 兼国内事業本部本部長 兼マーケティング企画本部本部長
2021年1月	大王製紙株式会社入社 H & P C 本部海外事業部 海外営業部長	2024年4月	同執行役 第2事業本部担当 兼マーケティング企画本部担当 兼第2事業本部本部長 兼マーケティング企画本部本部長 兼第2事業本部かおり事業開発部部長 (現任)
2021年4月	エリエールインターナショナルタイランド出向 取締役		

取締役会等への出席状況

—

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由等

同氏は、前職の経験を活かし、2022年当社入社以来、国内事業本部、マーケティング企画本部を担当しており、2023年12月には花王株式会社よりペットケア事業の譲受を主導するとともに、中長期戦略のテーマとなる「かおり×ウェルネス×グローバル」のイノベーション領域となるペットケア事業、かおり事業開発を担当し、企業価値向上のために周囲を巻き込む実行力とリーダーシップの発揮が期待できる人物です。経営の監督の実効性を期待するものとして、新たに取締役候補者といたしました。

5

まえだ
前田しんぞう
新造

生年月日 1947年2月25日

所有する当社株式数

一株



略歴ならびに当社における地位および担当

1970年4月 株式会社資生堂入社
 1996年6月 同マーケティング本部化粧品企画部長
 1997年12月 同国際事業本部アジアパシフィック
 地域本部長 兼資生堂アジアパシフ
 イック株式会社取締役社長
 2001年4月 同化粧品事業戦略本部推販部長
 2003年6月 同取締役執行役員 経営企画室長
 2005年6月 同代表取締役執行役員社長

2011年4月 同代表取締役 会長
 2013年4月 同代表取締役 会長 兼執行役員社長
 2014年4月 同代表取締役 会長
 2014年6月 同相談役
 2015年6月 ユアサ商事株式会社 社外取締役（現
 任）
 2015年9月 株式会社東芝 社外取締役
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

取締役会等への出席状況

取締役会	13/13回	指名委員会	7/7回
報酬委員会	6/6回	監査委員会	5/6回

重要な兼職の状況

ユアサ商事株式会社社外取締役

再任 社外 独立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての知識・経験・能力を発揮し、経営全般において的確に判断していただくことを期待しています。また、取締役として独立した客観的な立場から、経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き社外取締役候補者となりました。

6

いわた
岩田しょういちろう
彰一郎

生年月日 1950年8月14日

所有する当社株式数

100株



略歴ならびに当社における地位および担当

1973年3月 ライオン油脂株式会社（現ライオン
 株式会社）入社
 1986年3月 プラス株式会社入社
 1992年5月 同営業本部 アスクル事業推進室 室長
 1997年3月 アスクル株式会社 代表取締役社長

2000年5月 同代表取締役社長兼最高経営責任者CEO
 2006年6月 株式会社資生堂 社外取締役
 2019年9月 株式会社フォース・マーケティングアンドマ
 ネージメント 代表取締役CEO（現任）
 2020年7月 セーフィー株式会社 社外取締役（現任）
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

取締役会等への出席状況

取締役会	13/13回	指名委員会	7/7回
報酬委員会	6/6回	監査委員会	6/6回

重要な兼職の状況

株式会社フォース・マーケティングアンドマネー
 ジメント代表取締役CEO、
 セーフィー株式会社社外取締役

再任 社外 独立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての知識・経験・能力を発揮し、経営全般において的確に判断していただくことを期待しています。また、取締役として独立した客観的な立場から、経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き社外取締役候補者となりました。



再任 社外 独立

略歴ならびに当社における地位および担当

1987年 4月	港監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社	2014年 4月	亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科 非常勤講師 (現任)
1987年 8月	ブルデンシャル証券会社東京支店入社	2019年 3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役
1990年 3月	公認会計士登録 野田公認会計士事務所代表 (現任)	2019年 3月	岡部株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
1992年 8月	インドスエズ銀行(現クレディ・アグリコル・CIB)東京支店入社	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2000年 6月	カナダ・コマース銀行東京支店入社	2022年 6月	蝶理株式会社 社外取締役 (現任)
2006年 7月	株式会社ビジコム入社	2023年12月	フロンティア・マネジメント株式会社 社外 監査役
2007年 9月	プロミネントコンサルティング株式会社 代表取締役	2024年 3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役 (監 査等委員) (現任)
2010年 5月	プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役 (現任)		

取締役会等への出席状況

取締役会	13/13回	指名委員会	6/6回
監査委員会	6/6回		

重要な兼職の状況

野田公認会計士事務所代表、
プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役、
亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科 非常勤講師、
岡部株式会社社外取締役(監査等委員)、
蝶理株式会社社外取締役
三井海洋開発株式会社社外取締役(監査等委員)、

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、公認会計士としての知識・経験・能力を発揮し、経営において高度な経理・財務的見地から判断していただくことを期待しています。また、取締役として独立した客観的な立場から、経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き社外取締役候補者いたしました。

8

わち
和智ようこ
洋子

生年月日 1960年4月29日

所有する当社株式数

一株



略歴ならびに当社における地位および担当

1989年4月 弁護士登録 梶谷総合法律事務所入所
2006年4月 東京家庭裁判所 家事調停委員 (現任)
2015年6月 ニチアス株式会社 社外監査役
2016年3月 大塚ホールディングス株式会社 社外監査役

2019年1月 梶谷総合法律事務所パートナー (現任)
2019年4月 東京家事調停協会 副会長
2019年6月 ニチアス株式会社 社外取締役 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

取締役会等への出席状況

取締役会 11/11回 監査委員会 4/4回

重要な兼職の状況

梶谷総合法律事務所パートナー、
東京家庭裁判所家事調停委員、
ニチアス株式会社社外取締役

再任 社外 独立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての知識・経験・能力を発揮し、経営において高度な法的見地から判断していただくことを期待しています。また、取締役として独立した客観的な立場から、経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き社外取締役候補者となりました。

9

みやなが
宮永まさよし
雅好

生年月日 1958年6月3日

所有する当社株式数

一株



略歴ならびに当社における地位および担当

1981年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入行
1990年2月 株式会社日債銀投資顧問出向
1991年10月 Nippon Credit Gartmore Ltd. (UK) 出向
1995年4月 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント (現シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社) 入社
2000年4月 同取締役
2001年1月 プルデンシャル・アセット・マネージメント・ジャパン株式会社 (現PGIMジャパン株式会社) 入社 株式担当チーフ・インベストメント・オフィサー (最高運用責任者)

2003年11月 アイ・アール・ビー株式会社 (現株式会社ファルコン・コンサルティング) 入社 共同代表パートナー
2011年11月 同代表取締役
2017年4月 株式会社ファルコン・コンサルティング 取締役 (現任)
2017年4月 東京理科大学大学院イノベーション研究科 (現経営学研究科) 教授
2017年6月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 社外取締役 (現任)
2023年4月 中央大学ビジネススクール特任教授 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

取締役会等への出席状況

取締役会 11/11回 監査委員会 4/4回
報酬委員会 4/4回

重要な兼職の状況

株式会社ファルコン・コンサルティング取締役、
株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役、
中央大学ビジネススクール特任教授

再任 社外 独立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、企業経営者の経験に加え、大学教授として主に企業価値評価、コーポレートファイナンス、ESG経営の分野における学術的知見を活かし、経営において高度な戦略的見地から判断していただくことを期待しています。また、取締役として独立した客観的な立場から、経営の監督の実効性を期待するものとして、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 前田新造、岩田彰一郎、野田弘子、和智洋子および宮永雅好の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 和智洋子氏につきましては、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の理由により社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。
4. 社外取締役候補者の就任年数
- (1) 前田新造氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 岩田彰一郎氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 野田弘子氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (4) 和智洋子氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (5) 宮永雅好氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役候補者前田新造、同岩田彰一郎、同野田弘子、同和智洋子および同宮永雅好の各氏との間で、現任社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金700万円以上であらかじめ定めた金額と、法令が定める額のいずれか高い額としています。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
- ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しています。また、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 前田新造、岩田彰一郎、野田弘子、和智洋子、宮永雅好の各氏が当社の社外取締役として在任中の2024年4月25日、当社は、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。各氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、内部統制システムの構築・運用の検証を行い、さらに法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実確認後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して提言を行うなどその職責を果たしております。
8. 社外取締役候補者前田新造、同岩田彰一郎、同野田弘子、同和智洋子および同宮永雅好の各氏は、株式会社東京証券取引所の独立役員要件および当社独自の「独立性の判断基準」の要件を満たしており、各氏の選任が承認可決された場合は、改めて独立役員として届け出る予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限の解除で経済活動の正常化が進む中、雇用・賃金が緩やかに改善し、企業収益の改善が見られ設備投資が堅調に推移するなど、景気は緩やかな回復基調が見られました。一方ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢など国際情勢の不安定さや、物価高を背景とした実質購買力の低下による個人消費の伸び悩みなど、依然として先行きに対する不透明感は継続しています。

こうした状況の中、当社グループはブランド価値経営の下、持続的成長を可能にするために、「既存コア事業に集中し高収益化」「原価高騰対策」「成長領域への継続投資」「ESG時代を生き抜くための基盤作り」に取り組みました。

当連結会計年度の業績は、売上高は衣類ケアやハンドケアの需要が落ち込んだ他、暖冬によりサーモケアが減少し、444億72百万円（前期比2.4%減）となりました。

利益面では、主要品目の値上げをしたものの、原材料価格上昇に伴う原価コストアップや、新規事業投資による一時費用や人件費等販売費及び一般管理費の増加により営業利益は13億41百万円（同44.5%減）、受取保険金により営業外収益が増加し経常利益は19億30百万円（同29.3%減）、前期発生した災害による損失がなくなりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は12億74百万円（同30.3%減）となりました。

事業のカテゴリー別の営業概要は次のとおりです。

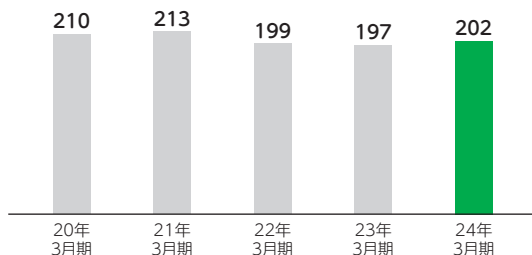
カテゴリー別営業概要

エアケア（消臭芳香剤）

売上高 202億55百万円

売上高
構成比
45.5%

■ 売上高（単位：億円）



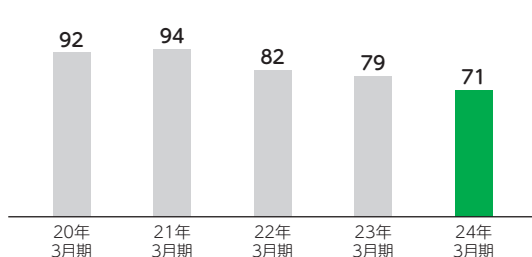
エアケア（消臭芳香剤）は、高付加価値品の強化に向けた取組みを進めました。「消臭力 DEOX」シリーズが落ち込んだものの、「消臭力 Premium Aroma」シリーズに新たなラインナップとして追加した心地よい空間づくりをサポートする寝室用フレグランス「消臭力 Premium Aroma For Sleep 寝室用」や“瞬間消臭”+“継続消臭・防臭”の2つの消臭パワーを凝縮した「消臭力 コンパクト トイレ用」等の新製品が貢献した他、「消臭力 Premium Aroma Stick」や「消臭力 トイレ用 Premium Aroma」等の高付加価値品が伸長し、売上高は202億55百万円（前期比2.5%増）となりました。

衣類ケア（防虫剤）

売上高 71億43百万円

売上高
構成比
16.1%

■ 売上高（単位：億円）



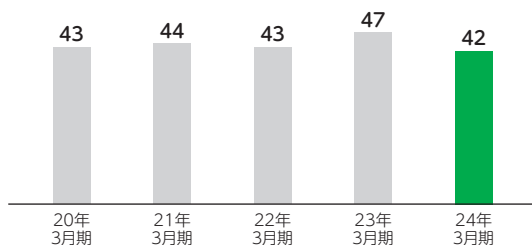
衣類ケア（防虫剤）は、収納スタイルの変化に合わせたクローゼットやウォークインクローゼット用の吊り下げ収納タイプへの注力や、大容量タイプを拡売していく取組みを進めました。2022年以降、コロナ禍の外出自粛の反動で、通常年の衣替えのピーク時期に外出機会が増加、また気温の影響による衣替え時期のずれに対して、お客様との接点において機会ロスがあったこともあり、「ムシューダ クローゼット用」「ムシューダ 洋服ダンス用」といった既存の主力品が落ち込み、売上高は71億43百万円（同10.6%減）となりました。

サーモケア (カイロ)

売上高 42億20百万円

売上高
構成比
9.5%

■ 売上高 (単位: 億円)



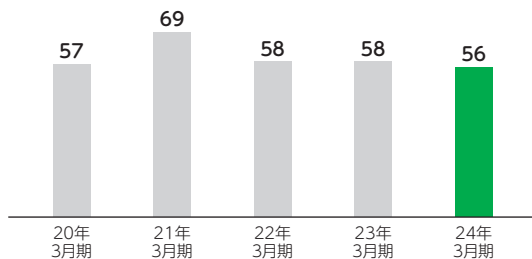
サーモケア (カイロ) は、収益構造改革に向けた取組みを進めました。カイロの販売価格を見直し利益は改善しているものの、冬シーズンは暖冬傾向で需要の落ち込みや、価格競争力の低下により、売上高は42億20百万円 (同10.4%減) となりました。

ハンドケア (手袋)

売上高 56億55百万円

売上高
構成比
12.7%

■ 売上高 (単位: 億円)



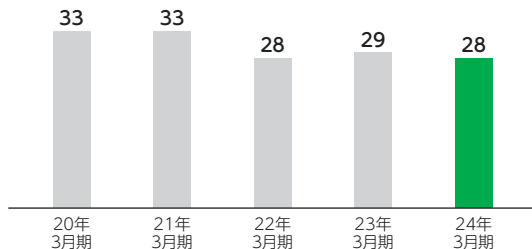
ハンドケア (手袋) は、機能が評価されている業務用手袋の拡売に取組みを進めました。衛生意識の高まりによる需要が落ち着いたこともあり、指先を抗ウイルス加工した「ファミリー ビニールうす手」手袋や使いきりの極薄手タイプが落ち込み、売上高は56億55百万円 (同3.2%減) となりました。

湿気ケア（除湿剤）

売上高 28億82百万円

売上高
構成比
6.5%

■ 売上高（単位：億円）



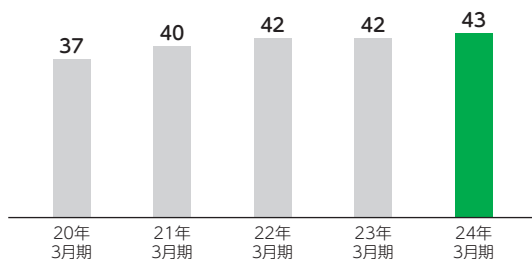
湿気ケア（除湿剤）は、「備長炭」シリーズや「ドライペット クリア」の拡売を強化し、高付加価値品へシフトする取組みを進めました。タンクタイプは値上げにより貢献したものの、シートタイプが落ち込んだことから、売上高は28億82百万円（同3.4%減）となりました。

ホームケア（その他）

売上高 43億15百万円

売上高
構成比
9.7%

■ 売上高（単位：億円）



ホームケア（その他）は、「洗浄力」や「米唐番」のブランドを育成していく他、育成事業としてペットケア用品拡売への取組みを積極的に進めました。「米唐番」が好調に推移した他、「エスターペット」は新製品の発売によりラインナップを強化し、天然由来成分を配合した消臭スプレー「エスターペット 実感消臭スプレー 猫用」や置き型タイプの消臭剤「エスターペット 実感消臭 置き型 猫用」が貢献し、売上高は43億15百万円（同0.6%増）となりました。

<カテゴリー別売上高>

カテゴリー	金額（百万円）	構成比（％）	増減率（％）
エ ア ケ ア（消臭芳香剤）	20,255	45.5	2.5
衣 類 ケ ア（防虫剤）	7,143	16.1	△10.6
サ ー モ ケ ア（カイロ）	4,220	9.5	△10.4
ハ ン ド ケ ア（手袋）	5,655	12.7	△3.2
湿 気 ケ ア（除湿剤）	2,882	6.5	△3.4
ホ ー ム ケ ア（その他）	4,315	9.7	0.6
合 計	44,472	100.0	△2.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資実施額（無形固定資産への投資を含む）は9億52百万円となりました。その主な内容としましては、新製品対応・生産能力の増強等を目的として、当社福島工場消臭芳香剤設備に1億44百万円、当社埼玉工場その他製造設備に34百万円、当社成型用金型取得として69百万円の投資をしました。

また、自社利用目的のソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の取得として2億24百万円の投資をしました。

③ 資金調達の状況

当社連結子会社において、製造設備改修および運転資金として金融機関より資金借入を行っています。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年12月6日開催の取締役会において、花王株式会社の猫用システムトイレ「ニャンとも清潔トイレ」に関する事業を譲り受けることを決議し、同年12月11日に同社との間で事業譲渡契約を締結しました。これにより、当社は花王株式会社が展開する「ニャンとも清潔トイレ」の製造・販売事業を取得し、2024年6月から事業を開始する予定です。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年9月29日付でアロマ空間デザイン事業などを展開する株式会社コードミーの株式を100%取得し子会社化しました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 74 期 (2021年) (3 月 期)	第 75 期 (2022年) (3 月 期)	第 76 期 (2023年) (3 月 期)	第 77 期 (2024年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	49,673	45,469	45,576	44,472
経 常 利 益 (百万円)	3,737	3,481	2,730	1,930
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,525	1,109	1,828	1,274
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	113.90	49.91	82.22	57.23
総 資 産 (百万円)	46,816	44,402	46,116	44,760
純 資 産 (百万円)	32,632	31,847	32,961	33,800

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エ ス テ ー P R O 株 式 会 社	70百万円	100%	作業用手袋等の販売
エステービジネスサポート株式会社	10百万円	100%	事務等の業務請負
エ ス テ ー マ イ コ ー ル 株 式 会 社	90百万円	100%	カイロの製造、販売
S . T . (タ イ ラ ン ド)	202百万バーツ	81.8%	手袋・消臭芳香剤の製造、販売
ファミリーグローブ(台湾)	128百万台湾ドル	49%	手袋の製造、販売
エステーコリアコーポレーション(韓国)	770百万ウォン	100%	日用品雑貨等の製造、販売
シャルダン(タイランド)	110百万バーツ	※ 81.8%	消臭芳香剤・衣類用洗剤の製造

※間接保有による持分を含む比率です。

(4) 経営環境および対処すべき課題等

当社を取り巻く経営環境は、原材料の価格高騰、急激な為替変動、地政学上のリスクなど先行き不透明な状態が依然と続いています。また、国内人口の減少と少子高齢化の進行、経済・社会のグローバル化の進展と変容、地球規模の気候変動、サステナビリティへの要請はさらに高まっています。このような予測困難な時代に当社が存続していくためには、従前の事業モデルに囚われず、成長戦略と経営体質強化を両輪で進めることで、企業価値最大化に向けた好循環をつくり、企業経営、地球環境両面で持続可能な成長を実現する必要があります。

当社グループは、サステナブルな社会への貢献と事業成長を目指し、当社グループのサステナビリティ方針に則り、中長期経営戦略『SMILEプラン』を策定しました。10年後のありたい姿を「日用品メーカーからウェルネスカンパニーへ」と定め、中長期の成長テーマを「かおり×ウェルネス×グローバル」としました。また、世界の人たちがふふっと笑顔で過ごす社会を実現することが私たちの使命であることを明確にするために、パーパスを「こころに響くアイデアで、ふとした瞬間を、ふふっと笑顔に。」と策定しました。

2024年4月からスタートさせた3か年の中期経営計画「SMILE 2027」をスピーディに実行し、国内のみならずグローバル市場で戦える基盤を拡充することが当社グループの課題と認識しております。

【10年後のありたい姿に向けて】

当社グループは、「日用品メーカーからウェルネス・カンパニーへ」の実現のために、2033年3月期までを3つのステージと位置づけ、「信頼ある技術で価値創造力を向上」「M&A・成長投資でステップアップ」をベースとし、力強い再成長を実現します

【中期経営計画】

中長期経営戦略の実現に向けた最初のステージである「SMILE 2027」では、「かおり×ウェルネス」領域でお客様から圧倒的に支持される価値を創出し、既存事業の効率化で将来投資に向けた原資を確保し、持続的な成長を支える足腰を強化することに取り組みます

(1) かおり×ウェルネスで価値を創出：エアケア、ペットケアへの集中投資

- ①徹底した高付加価値戦略でエアケア事業を進化
- ②信頼ある技術とアイデアで、かおりが持つ力を解き放つ
- ③ペットケア市場でのポジション確立

(2) メリハリある事業ポートフォリオ戦略：投資に必要な原資を確保

- ①力強い成長へ投資を集中：エアケア・ペットケア
- ②キャッシュフロー創出力を徹底強化：衣類ケア・ホームケア・湿気ケア
- ③収益性・成長性で戦略転換を見極め：サーモケア・ハンドケア

(3) 持続的な成長を支える足腰を作る：人財・財務戦略の明確化

- ①人財戦略：DXで労働生産性向上とイノベーションを促進し、持続的な成長のために、社員一人ひとりが高い目標を掲げ、イノベーションにチャレンジし、お客様の気持ちに寄り添い、社員全員が活躍できる職場環境を創出
- ②財務戦略：ROE向上実現のためのキャッシュアロケーションポリシー明確化、資本コスト引き下げに向けた非財務施策への取組みを強化
- ③キャッシュアロケーション：創出した営業キャッシュフローに加え、手元資金活用、必要に応じた借入の実行も視野に入れ、高付加価値の創出が可能な領域への戦略的な資金配分の徹底

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

下記の消臭芳香剤、防虫剤、カイロ、手袋、除湿剤およびその他日用品雑貨等の製造販売ならびにこれに附帯する事業を行っています。

品 目	主要製品および商品名
消 臭 芳 香 剤	消臭力、SHALDAN、脱臭炭
防 虫 剤	ムシューダ、ネオパラ
カ イ ロ	オンパックス、On Style
手 袋	ファミリー、モデルローブ
除 湿 剤	ドライペット、備長炭ドライペット
そ の 他	米唐番、洗浄力、エステーペット

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都新宿区
	支 店	北日本（宮城県仙台市）、首都圏（東京都新宿区）、中部（愛知県名古屋）、近畿（大阪府吹田市）、中四国（岡山県岡山市）、九州（福岡県福岡市）
	営 業 所	北海道（札幌市）
	工 場	福島（いわき市）、埼玉（本庄市）、九州（福岡県北九州市）
エ ス テ ー P R O 株 式 会 社	本 社	東京都新宿区
エ ス テ ー ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト 株 式 会 社	本 社	東京都新宿区
エ ス テ ー マ イ コ ー ル 株 式 会 社	本 社 (工 場)	栃木県栃木市
S . T . (タイ ラ ン ド)	本 社	タイ国チョンブリ県シラチャ市
フ ァ ミ リ ー グ ロ ー ブ (台 湾)	本 社	台湾高雄市
エ ス テ ー コ リ ア コ ー ポ レ ー シ ョ ン (韓 国)	本 社	大韓民国ソウル特別市
シ ャ ル ダ ン (タイ ラ ン ド)	本 社	タイ国チョンブリ県シラチャ市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
827 (209) 名	32名減 (27名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438 (172) 名	3名減 (5名増)	42.3歳	15.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりです。

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	454百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年4月25日、当社は、「Mor i L a b o 花粉バリアスティック」、「Mor i L a b o 花粉バリアスプレー」、「Mor i L a b o 花粉バリアシール」、「Mor i L a b o ナイトケア花粉バリアポット」について、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

株主の皆さまをはじめ、関係各位には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、今回の措置命令を厳粛に受け止め、今後、製品における適正な表示に万全を期するため、徹底して再発防止に取り組んでまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 96,817,000株
- ② 発行済株式の総数 23,000,000株
- ③ 株主数 24,007名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 シャルダン	5,587千株	24.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,654千株	7.4%
日本生命保険相互会社	1,336千株	5.9%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	884千株	3.9%
鈴木 喬	665千株	3.0%
フマキラー株式会社	541千株	2.4%
鈴木 貴子	538千株	2.4%
株式会社三菱UFJ銀行	524千株	2.3%
鈴木 幹一	500千株	2.2%
有限会社鈴木幹一商店	433千株	1.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式を489千株保有していますが、上記大株主から除外しています。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。
 3. 持株比率は、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する223千株を含めて計算しています。223千株の内訳は、執行役向け株式給付信託 (BBT) が103千株、従業員向け株式給付信託 (J-ESOP) が120千株です。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
執行役	47,000株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)④取締役および執行役の報酬等」に記載しています。
 2. 上記は、退任した執行役に対して交付した株式も含めて記載しています。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および執行役の状況（2024年3月31日現在）

イ. 取締役

氏名	担当および重要な兼職の状況
上月 洋	取締役会議長 兼代表執行役社長、指名委員
西田 誠一	執行役副社長 兼CDO
米本 薫	専務執行役
吉澤 浩一	常務執行役、指名委員、報酬委員
* 前田 新造	指名委員、監査委員、報酬委員、ユアサ商事株式会社社外取締役
* 岩田 彰一郎	指名委員長、監査委員、報酬委員、株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント代表取締役CEO セーフィー株式会社社外取締役
* 野田 弘子	指名委員、監査委員長、野田公認会計士事務所代表、プロビティコンサルティング株式会社代表取締役、 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科非常勤講師、 岡部株式会社社外取締役（監査等委員）、蝶理株式会社社外取締役、 三井海洋開発株式会社社外取締役（監査等委員）
* 和智 洋子	監査委員、梶谷綜合法律事務所パートナー、 東京家庭裁判所家事調停委員、ニチアス株式会社社外取締役
* 宮永 雅好	監査委員、報酬委員長、株式会社ファルコン・コンサルティング取締役、 株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役、 中央大学ビジネススクール特任教授

- (注) 1. 鈴木喬、鈴木貴子、恩藏直人および宮川美津子の各氏は、2023年6月20日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、退任しました。
2. 上月洋、和智洋子および宮永雅好の各氏は、2023年6月20日開催の第76期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査委員長野田弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 上記*印の取締役は社外取締役です。
5. 前田新造、岩田彰一郎、野田弘子、和智洋子および宮永雅好の各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ています。
6. 当社は、監査委員会の職務を補助する監査委員会事務局が重要会議への出席等を通じて情報収集を行っているとともに、監査委員が内部監査部門および執行役から定期的にヒアリング等を行っていることで、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定していません。

□. 執行役

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
* 上月 洋	代表執行役社長	経営全般担当 兼カスタマーファースト推進本部担当 兼新規事業開発室担当 兼戦略投資室担当 兼カスタマーファースト推進本部本部長
* 西田 誠一	執行役副社長 兼 C D O	企業価値創造本部担当
* 米本 薫	専務執行役	海外事業本部担当 兼海外事業本部本部長
* 吉澤 浩一	常務執行役	経営統括本部担当 兼関係会社担当
橋本 成明	執行役	営業本部担当 兼営業本部本部長 兼営業企画部部長 アットアロマ株式会社社外取締役
内藤 英紀	執行役	製造本部担当
前田 陽介	執行役	R & D本部担当
山本 一成	執行役	国内事業本部担当 兼マーケティング企画本部担当 兼国内事業本部本部長 兼マーケティング企画本部本部長

(注) 1. 上記*印の執行役は、取締役を兼務しています。

2. 鈴木喬および鈴木貴子の各氏は、2023年6月20日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により執行役を退任しました。

3. 進藤眞孝氏は、2023年6月30日をもって執行役を退任しました。

4. 前田陽介および山本一成の各氏は、2023年7月1日をもって執行役に就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金700万円以上であらかじめ定めた金額と、法令が定める額のいずれか高い額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および執行役全員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して生じた当該損害の場合には填補の対象としないこととしています。

④ 取締役および執行役の報酬等

イ. 報酬委員会が決定した取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる方針（以下、「決定方針」という）を決定しています。

また、当社の報酬委員会は、当事業年度にかかる取締役および執行役の個人別の報酬等の内容が報酬委員会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としています。特に執行役については、適正な業績評価を行うことにより、当社の企業価値向上へのインセンティブとなる報酬であること、また、株主と利益を共有した中長期のインセンティブが組み込まれている報酬であることを方針としています。

・取締役報酬

取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから、各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額を固定金額として定めています。なお、原則として取締役への業績比例報酬および退職慰労金は支給しません。

・執行役報酬

執行役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成されています。

執行役報酬の固定報酬と業績連動報酬は、職務の役割と責任に応じて役員別の報酬テーブルに設定された基本報酬額をベースとします。基本報酬額は、固定報酬額と各執行役の業績評価において標準評価を得た場合の業績連動報酬額の合計額をいいます。個別の報酬は、各執行役の事業年度ごとの業績結果・貢献度等を勘案し、所定の評定手順に従って基本報酬額の－5%から＋15%までの範囲で算定した業績連動報酬を固定報酬額に加算し、報酬委員会が個別の執行役報酬を決定いたします。

なお、執行役の退職慰労金制度については、2016年3月期に廃止しています。

執行役ごとの業績連動報酬算定の指標と算定方法は次のとおりです。

- (i) 会社の連結業績結果に対する評価として、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益の実績により、評価の70%部分を算定します。
- (ii) 執行役別の業績貢献度と委嘱分野における実績により、30%部分を算定します。

代表執行役は各執行役について、上の(i)および(ii)を総合した評価を決定し、報酬委員会に提示します。ただし、代表執行役自身の最終評価については、報酬委員会が実施します。報酬委員会は提示された評価を審議し、執行役の次期報酬を決定します。

また、中長期インセンティブ報酬は、執行役が株主と利益を共有し中長期の視点で株価や業績を意識した経営を行うことを目的に、株式を交付します。毎年の業績に連動したポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式を交付することとしています。毎年付与されるポイントは、職務・職責に応じて役位別に基準ポイントが設定されています。各執行役に付与される個別ポイント数は、個別報酬で算定された評価に連動して、役位別の基準ポイントに0.8から1.3までを乗じた数値としています。

ロ. 取締役および執行役の報酬等の額

(報酬委員会決議に基づく報酬)

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	左記のうち、非金銭等	
取締役 (社外取締役を除く)	11	11	-	-	6
執行役	203	191	12	22	11
社外取締役	41	41	-	-	7

- (注) 1. 期末日現在の人員は、取締役兼執行役4名、取締役5名(うち社外取締役5名)、執行役4名です。
 2. 執行役を兼務する取締役の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分したうえで、それぞれの報酬等の総額に含めています。
 3. 業績連動報酬にかかる業績指標は、執行役報酬の欄に記載したとおりで、当該指標を選択した理由は、業績指標を重要な目標設定としているからであり、実績は、「1. (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおり、売上高、利益額ともに予算未達成でした。
 4. 執行役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬17百万円、業績連動報酬5百万円であります。

ハ. 当社は、報酬委員会において、2016年3月期をもって執行役の退職慰労金制度を廃止し、制度廃止後引続いて在任する執行役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しています。

これに基づき当事業年度中に、退任した執行役2名に対し88百万円を支給しています。

二. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岩田彰一郎氏は、株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメントの代表取締役CEOです。当社は、同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役野田弘子氏は、野田公認会計士事務所の代表公認会計士、プロビティコンサルティング株式会社の代表取締役および亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科の非常勤講師です。当社は、同事務所、同社、同大学との間にはそれぞれ特別な関係はありません。
- ・取締役和智洋子氏は、梶谷総合法律事務所のパートナー弁護士です。当社は、同事務所との間には特別な関係はありません。

- ・取締役宮永雅好氏は、株式会社ファルコン・コンサルティングの取締役、中央大学ビジネススクールの特任教授です。当社は、同社、同大学との間にはそれぞれ特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役前田新造氏は、ユアサ商事株式会社の社外取締役です。当社は、同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役岩田彰一郎氏は、セーフィー株式会社の社外取締役です。当社は、同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役野田弘子氏は、岡部株式会社の社外取締役（監査等委員）、蝶理株式会社の社外取締役および三井海洋開発株式会社の社外取締役（監査等委員）です。当社は、各社との間にはそれぞれ特別な関係はありません。
- ・取締役和智洋子氏は、ニチアス株式会社の社外取締役です。当社は、同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役宮永雅好氏は、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの社外取締役です。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

ハ. 会社または特定関係事業者との関係に関する事項

- ・該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査委員会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査委員会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 前田新造	13回	100%	5回	83%
取締役 岩田彰一郎	13回	100%	6回	100%
取締役 野田弘子	13回	100%	6回	100%
取締役 和智洋子 (2023年6月20日就任)	11回	100%	4回	100%
取締役 宮永雅好 (2023年6月20日就任)	11回	100%	4回	100%

- ・取締役会および監査委員会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役前田新造氏は、主に企業経営の経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員として、適宜必要な助言をいただきました。

取締役岩田彰一郎氏は、主に企業経営の経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、指名委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を主導するとともに、監査委員会、報酬委員会の委員として、適宜必要な助言をいただきました。

取締役野田弘子氏は、主に公認会計士としての専門的見地から当社の財務・経理面に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査委員会の委員長として、役員の職務執行の監査を主導していただくとともに、指名委員会の委員

として、適宜必要な助言をいただきました。

取締役和智洋子氏は、主に弁護士としての専門的見地から法令や定款の遵守に係る意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査委員会の委員として、適宜必要な助言をいただきました。

取締役宮永雅好氏は、主に企業価値評価、コーポレートファイナンス、ESG経営の分野に関する学識経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定を主導するとともに、監査委員会の委員として、適宜必要な助言をいただきました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 上記報酬等の額につきましては、会計監査契約上、会社法に基づく会計監査に係る報酬の額と金融商品取引法に基づく会計監査に係る報酬の額との区別を行っていないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、監査報酬の全額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）であるCDPに関する質問書の回答支援業務および環境データに関する第三者保証業務を委託しています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の処分の内容および理由

① 剰余金の配当等に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、次のとおりです。

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、戦略的な投資（商品開発、効果的なプロモーション、設備投資、人材育成等）を行うための内部留保を確保するとともに、配当につきましては継続的な安定配当を基本方針としながら、業績に連動した配当政策を進めていく考えです。

② 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、上記の基本方針と、株主各位への利益還元の見点から、下記のとおりといたします。

イ. 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき21円、配当総額472百万円とします。この結果、当期の配当金は、中間配当金（1株につき21円）を含めまして、1株につき42円となります。

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月3日といたします。

③ その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会社の支配に関する基本方針

定めていません。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,885
現金及び預金	13,728
受取手形	208
売掛金	5,773
商品及び製品	5,324
仕掛品	238
原材料及び貯蔵品	865
その他	748
貸倒引当金	△0
固定資産	17,874
有形固定資産	9,476
建物及び構築物	3,969
機械装置及び運搬具	1,544
工具、器具及び備品	139
土地	3,609
リース資産	164
建設仮勘定	48
無形固定資産	1,217
その他	1,217
投資その他の資産	7,180
投資有価証券	6,201
長期貸付金	42
退職給付に係る資産	5
繰延税金資産	330
その他	600
貸倒引当金	△0
資産合計	44,760

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,463
支払手形及び買掛金	2,135
電子記録債務	2,349
短期借入金	454
リース債務	69
未払金	1,296
未払費用	669
未払法人税等	162
未払消費税等	135
営業外電子記録債務	85
その他	2,105
固定負債	1,496
リース債務	70
再評価に係る繰延税金負債	195
役員退職慰労引当金	12
役員株式給付引当金	48
退職給付に係る負債	1,146
その他	23
負債合計	10,960
純資産の部	
株主資本	31,451
資本金	7,065
資本剰余金	7,047
利益剰余金	18,280
自己株式	△942
その他の包括利益累計額	1,708
その他有価証券評価差額金	2,201
土地再評価差額金	△470
為替換算調整勘定	△38
退職給付に係る調整累計額	15
非支配株主持分	640
純資産合計	33,800
負債純資産合計	44,760

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		44,472
売上原価		28,057
売上総利益		16,414
販売費及び一般管理費		15,073
営業利益		1,341
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	120	
仕入割引	109	
受取保険金	224	
その他	169	645
営業外費用		
支払利息	12	
持分法による投資損失	31	
その他	12	57
経常利益		1,930
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	79	79
特別損失		
固定資産除売却損	12	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	63	76
税金等調整前当期純利益		1,933
法人税、住民税及び事業税	370	
法人税等調整額	166	536
当期純利益		1,396
非支配株主に帰属する当期純利益		121
親会社株主に帰属する当期純利益		1,274

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,015
現金及び預金	10,507
受取手形	48
売掛金	4,643
商品及び製品	5,266
仕掛品	42
原材料及び貯蔵品	469
前払費用	183
その他	854
貸倒引当金	△0
固定資産	18,535
有形固定資産	8,908
建物	3,707
構築物	156
機械及び装置	1,247
車両運搬具	15
工具、器具及び備品	118
土地	3,450
リース資産	164
建設仮勘定	48
無形固定資産	1,215
特許権	1
借地権	12
商標権	1
著作権	1
ソフトウェア	1,137
ソフトウェア仮勘定	51
電話加入権	10
投資その他の資産	8,411
投資有価証券	5,807
関係会社株式	1,064
出資金	0
関係会社長期貸付金	889
従業員に対する長期貸付金	2
長期前払費用	6
繰延税金資産	275
敷金及び保証金	32
生命保険積立金	529
前払年金費用	8
貸倒引当金	△205
資産合計	40,550

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,483
支払手形	43
買掛金	1,926
リース債務	68
電子記録債務	2,304
未払金	1,108
未払費用	466
未払法人税等	55
前受金	412
預り金	111
設備関係支払手形	14
営業外電子記録債務	85
その他	1,886
固定負債	1,404
リース債務	70
再評価に係る繰延税金負債	195
退職給付引当金	1,054
役員退職慰労引当金	12
役員株式給付引当金	48
その他	23
負債合計	9,887
純資産の部	
株主資本	28,930
資本金	7,065
資本剰余金	7,078
資本準備金	7,067
その他資本剰余金	10
利益剰余金	15,728
利益準備金	549
その他利益剰余金	15,178
買換資産圧縮積立金	21
別途積立金	3,600
繰越利益剰余金	11,557
自己株式	△942
評価・換算差額等	1,732
その他有価証券評価差額金	2,203
土地再評価差額金	△470
純資産合計	30,663
負債純資産合計	40,550

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		39,879
売上原価		25,615
売上総利益		14,264
販売費及び一般管理費		13,751
営業利益		512
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	207	
仕入割引	109	
受取賃貸料	130	
受取保険金	224	
雑収入	113	812
営業外費用		
賃貸費用	76	
為替差損	48	
貸倒引当金繰入額	119	
雑支出	11	255
経常利益		1,069
特別利益		
投資有価証券売却益	79	79
特別損失		
固定資産除売却損	12	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	63	76
税引前当期純利益		1,072
法人税、住民税及び事業税	174	
法人税等調整額	87	262
当期純利益		810

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

エステー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 玉木祐一朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エステー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エステー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

エステー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植村文雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉木祐一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エステー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役及び執行役の職務の遂行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②財務報告に係る内部統制については、執行役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

エステー株式会社 監査委員会

監査委員	野	田	弘	子	Ⓔ
監査委員	前	田	新	造	Ⓔ
監査委員	岩	田	彰	一郎	Ⓔ
監査委員	和	智	洋	子	Ⓔ
監査委員	宮	永	雅	好	Ⓔ

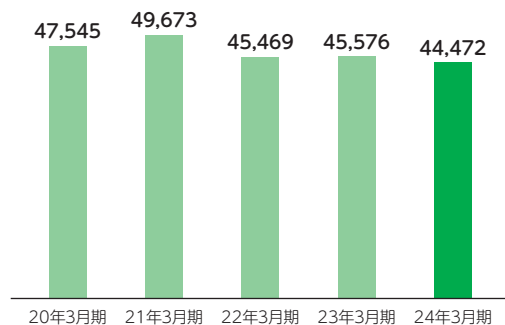
(注) 監査委員は、全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を22年3月期の期首から適用しています。

売上高

(単位：百万円)

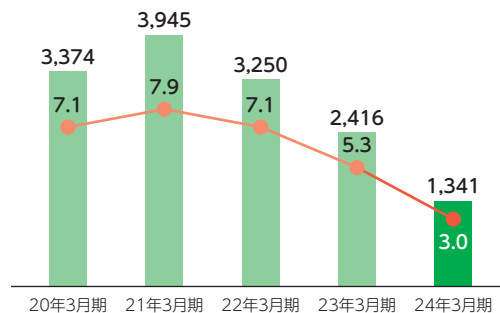


営業利益／営業利益率

■ 営業利益

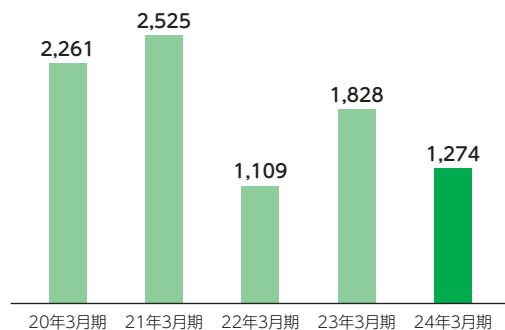
(単位：百万円／%)

● 営業利益率



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

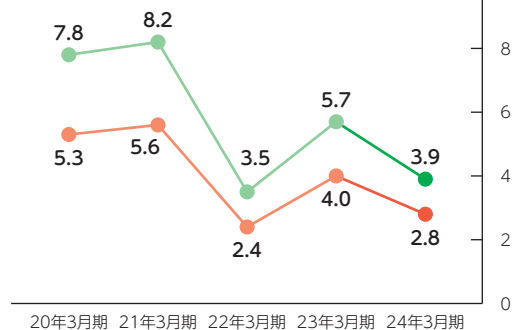


ROE／ROA

● ROE

(%)

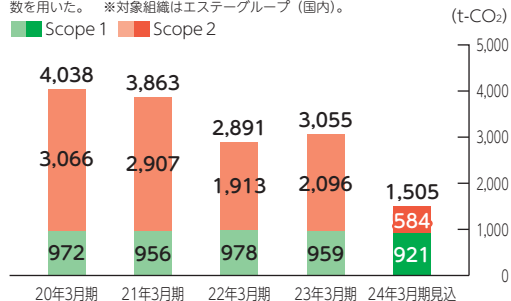
● ROA



(注)「エステーグループ（国内）」はエステー（単体）および国内グループ会社を表しています。

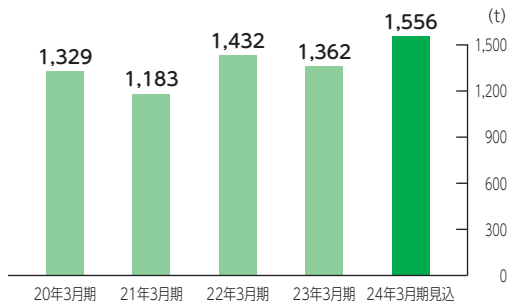
総CO₂排出量（Scope 1・2）

※国内事業所におけるScope 1, 2を対象にCO₂排出量を算定。 ※Scope 2購入電力由来の算定に関して、2022/3月期までは再生エネルギー電力使用量分は電力メニュー別調整後排出係数を乗じ、それ以外の電力使用量分は全国平均排出係数を乗じてその合計をCO₂排出量とした。また2023/3月期から電力メニュー別調整後排出係数を用いた算定を基本としたが、一部不明な電力では全国平均排出係数を用いた。 ※対象組織はエステーグループ（国内）。



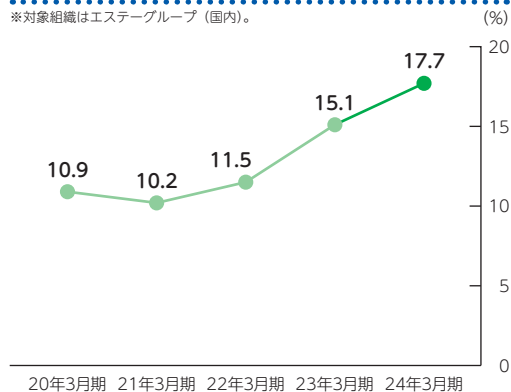
廃棄物総排出量

※対象組織はエステーグループ（国内）。 ※ 数値は四捨五入。



女性管理職比率

※対象組織はエステーグループ（国内）。



社外取締役比率・女性取締役比率

社外取締役比率 女性取締役比率 (%)

